

社会福祉法人御幸会 役員報酬規程

[平成19年2月17日制定]

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御幸会の理事・監事及び評議員の報酬及びその支給方法等を定めることを目的とする。

(報酬額)

第2条 この法人の全理事の報酬総額は、年間480万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

3 この法人の理事・監事及び評議員の報酬は、常勤・非常勤を問わず、理事会・評議員会及びこれに準ずる会議等への出席1回につき5万円とする。但し、電話や情報通信機器による会議等への出席については1回につき1万円とする。

4 この法人の理事長の報酬は、前項の額の他に月額30万円とする。

(報酬の支給方法)

第3条 前条第3項の報酬は、同項の理事会・評議員会及びこれに準ずる会議等へ出席の都度、支給するものとする。

2 前条第4項の報酬は、毎月末日までに支給するものとする。なお、月の中途日に選任又は退職した場合の当該報酬は、日割計算により支給するものとする。

3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

附則

この規程は、平成19年2月17日から施行する。

この規程は、平成22年9月1日から改定する。

この規程は、令和元年6月22日から改定する。

この規程は、令和3年6月19日から改定する。但し、第2条3項の規定は令和3年3月27日から適用する。